

5 協働の進め方

市民と行政が、協働の領域と基本ルールに基づいた協働を進める方法・形態は、次表のような形式が考えられます。

今後は、全ての事務事業を協働の観点から捉え直し、市民が自らの課題としてまちづくりに参加する可能性や機会を広げるなど、市民協働のまちづくりを進めていかなければなりません。

	方法・形態	内 容
1	情報提供・交換	市民と行政が、それぞれ所有する情報を相互に提供、交換し、情報を共有すること。
2	企画段階からの参画、政策提案	市民と行政が、事業を実施するにあたって、企画立案段階から目的や情報を共有し、提言や意見を取り入れること。
3	共 催	市民と行政が、事業共同主催となり、または協力、承諾して事業を実施すること。
4	後 援	市民が主催する公益性の高い事業に対して、行政が後援名義の使用を認めて支援すること。
5	実行委員会・協議会	市民と行政等で構成する組織で、それぞれの役割分担のもと事業活動を推進すること。
6	委 託	本来、行政が行うべきものですが、協働になじむ公共的課題について、各主体に対し委託によって対処すること。
7	補助金等の交付	公共的課題に対応し、目的が共有されるもので、市民活動団体等の各主体が実施する事業に対し、行政が財政支援をすること。
8	公共財産の活用	市民と行政が事業を行う際、市民がより良いサービスを享受できるよう、双方が所有する施設や物品などを互いに提供し合うこと。
9	事業協力	市民と行政が、共催、実行委員会・協議会以外の形態で、一定期間、継続的に事業を実施すること。